

告 示

埼玉県告示第千二百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画及び小川都市計画下水道市野川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

滑川町大字羽尾の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所及び滑川町上

下水道課

四 縦覧期間

令和五年十一月六日から令和五年十一月二十日まで